

お知らせ

お知らせ

みどりいっぱいのに

シリーズ③「緑化あれこれ」

市では、美しい緑豊かな景観づくりと住みよいまちづくりに向けて、緑化に対する補助を行っています。植栽等を考えている人は、ぜひ補助制度（下表）をご活用ください。

なお、補助内容により、どなたでも申請できる個人向けの補助と、自治会や企業などの団体向けの補助がありますので、詳しくは都市計画課まで問合せください。

身近なみどりづくりのヒントとして、花や樹木の手入れ方法などを紹介していきます。

問都市計画課（☎65－6541）

	事業	内容	補助金額
個人・団体向け	生垣の設置	道路に面する部分に連続して樹木を植栽する	生垣設置にかかる材料代の1/2以内(上限2万円、既存の塀や垣を取り壊す場合は上限4万円)
	建物等の壁面の緑化	道路から見える部分で、つる性植物により建築物の壁面を緑化する	壁面緑化にかかる材料代の1/2以内(上限2万円)
	屋上の緑化	樹木または芝等により屋上を緑化する	屋上緑化にかかる材料代の1/2以内(上限2万円)
団体向け	ハンギングバスケット等の設置	道路沿線にハンギングバスケット等を用いて花の苗を植栽する	ハンギングバスケット等への植栽にかかる材料代の1/2以内(上限10万円)
	花壇等への花の苗の植栽・樹木の植栽	不特定多数の人が自由に観賞できる場所に、花の苗または樹木を植栽する(移動可能な容器を用いた植栽は除く)	植栽にかかる材料代の1/2以内(上限10万円)
	駐車場の緑化	芝等により駐車場を緑化する(個人の用に供する駐車場は除く)	駐車場緑化にかかる材料代の1/2以内(上限10万円)

危険物 無事故のゴールは 譲れない！

6月の第2週は「危険物安全週間」です。

危険物とは、火災の発生や拡大の危険性が大きく消火の困難性が高い物品で消防法により定められているものを言います。

身近なものでは、ガソリン・軽油・灯油等の燃料や塗料、エアゾール製品等ですが、ほかにもプラスチック、化学繊維など、私たちの普段の生活の一端を担うものもあります。

これらは扱い方や保管方法を誤ると、火災などの事故を引き起こす危険性があります。また、これらの危険物が私たちの生活であまりにも身近なものであるために危険物として認識されないまま使われていたり、慣れにより怖さが薄れてしまうことなどから、火災や漏えい事故が毎年多く発生しています。

私たちの生活を便利にしてくれている反面、その扱い方や保管方法を誤ったときのリスクは大きく、万が一火災になった場合、急激な燃焼の拡大や爆発により、多くの命や財産を奪ってしまいます。

また、危険物が配管やタンクから漏えいした場合、土壌の汚染や地下水、河川、湖の水質汚染を発生させます。

危険物を取り扱う場合は、細心の注意を払いながら安全の確保に努める必要があります。

皆さん、この機会に、危険物の使用、保管、廃棄方法やその性質について再確認し、危険物の事故や災害を防ぎましょう。



【参 考】
★灯油ポリエチレン容器を安全・安心に使うために

- ①火気には近づけない。
- ②灯油以外は、入れない。
- ③密栓して貯蔵する。
- ④直射日光を避ける。
- ⑤積み重ねて保管しない。

★ガソリン携行缶を安全・安心に使うために

ガソリンは気温が－40℃でも気化し、小さな火源でも引火し燃焼します。ガソリンを容器に入れて保管することは極力控えてください。どうしても必要がある場合は、定められた金属製容器に入れましょう。

問湖北地域消防本部予防課（☎62－5194）

市政の動き

（4月16日～5月15日）

※ここでは、「クリーン、わかりやすい、開かれた市政」の確立のため、市民の皆さんに市役所内で「どのような会議」が開催され、「どのような結果」になったか概略をお知らせします。

4/26

長浜市人権尊重審議会

【内 容】(仮称)「長浜市人権施策推進基本計画」の素案について
【結 果】事務局から、「(仮称)長浜市人権施策推進基本計画」の素案について概略を説明し、質疑応答および意見交換を行いました。
【担当課】人権施策推進課（☎65－6560）

4/26

長浜まちづくり100人委員会

【内 容】(1)基本構想の取組み状況について、(2)ワークショップ「新たな地域イベントの創出について」、(3)今後の「長浜まちづくり100人委員会」の進め方について
【結 果】(1)、(3)について、事務局から現在までの取組み状況と今後の委員会の進め方について説明を行いました。また、(2)について、参加者が4グループに分かれ、「これまでとは違った花火大会とはどんなものか。」「花火大会にかわる新しいイベントとはどんなものか。」について、活発な議論（ワークショップ）が行われました。
【担当課】企画広報課（☎65－6505）

5/10

第1回長浜市産業振興ビジョン懇話会並びにワーキング合同会議

【内 容】会長・副会長の選任について、長浜市産業振興ビジョンの策定について
【結 果】会長・副会長の選任と、長浜市産業振興ビジョンの目的と策定スケジュールの確認等を行いました。
【担当課】商工振興課（☎65－8766）

5/13

第7回長浜市総合計画審議会

【内 容】基本構想改定素案について
【結 果】長浜市基本構想の改定素案について、改定のポイントや改定内容について事務局から説明を行い、各委員により審議いただきました。
【担当課】企画広報課（☎65－6505）

※詳しくは、市ホームページ（<http://www.city.nagahama.shiga.jp>）をご覧ください。

年金事務所からのお知らせ

年金受給者の皆さんへ 平成23年度の年金支給額が改定されました

現在支給されている年金については、直近の年金引き下げの年以降の物価の変動に応じて年金額を改定することとなっており、現在は平成17年の物価が基準になっています。

平成22年の物価が、基準となる年の物価と比較して0.4％下回ったことから、平成23年度の年金額は0.4％の引き下げとなります。

（4月分の年金が支払われる6月15日振込から額が変わります。）

	平成18年度～平成22年度の額（年額）	平成23年度の額（年額）
老齢基礎年金	792,100円	788,900円
障害基礎年金	1級 990,100円 2級 792,100円	1級 986,100円 2級 788,900円
遺族基礎年金	792,100円 [子の加算額] 第1子・第2子 227,900円 第3子以降 75,900円	788,900円 [子の加算額] 第1子・第2子 227,000円 第3子以降 75,600円

「年金額改定通知書」が送付されます

日本年金機構では、年金受給者を対象として、毎年6月にその年度に支給される年金額をお知らせする「年金額改定通知書」を送付します。

この通知書は、原則として向こう1年間の年金支払額をお知らせするものですが、支払額や支払機関等に変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」が送付されます。

一日年金相談所の開催(予約制)

【と き】7月21日(木)・9月15日(木)
【ところ】長浜市社会福祉協議会（高田町）
【相談時間】10時～16時
【申込方法】平日の8時30分～17時15分に、次の予約専用電話で申込みください。予約は各相談日の1か月前から受付します。

【予約専用電話】0749-23-5489
※この電話では予約以外のご用件はお受けできません。

問彦根年金事務所お客様相談室(☎0749-23-1116)

